

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(水産業振興課)

一

○道路の区域変更(五件)

(道 路 課)

三

○道路の供用開始(四件)

(同)

四

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

五

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契 約 課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁教育企画室)

五

告 示

○宮城県告示第六百九十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和六年十一月一日から令和六年十一月十五日まで縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

発起人の住所及び氏名

加入区

漁船損害等補償法第百十三条
第一項の申出をする漁業協同
組合の名称

縦 覧 場 所

九 気仙沼市四反田七十一番地	区 気仙沼加入	気仙沼漁業協同組合	気仙沼市魚市場前八 一二十五
六 気仙沼市南郷二十七番地十 小野寺 敬儀	唐桑加入区	宮城県漁業協同組合唐桑支所	気仙沼市唐桑町字馬 場百七十六一
八 気仙沼市唐桑町東舞根二百 八番地一 鈴木 章登 気仙沼市唐桑町西舞根百三 十三番地一 畠山 哲	北上町十三 浜加入区	宮城県漁業協同組合北上町十 三浜支所	石巻市北上町十三浜 字猪の沢七十一四
石巻市北上町十三浜字上ノ 山三十番地一 佐々木 彦正 石巻市北上町十三浜字崎山 五十四番地二 佐々木 克彦	河北町大川 加入区	宮城県漁業協同組合河北町支 所	石巻市渡波字柴田九 十七(二階)
石巻市二子一丁目七番地四 小川 英樹 石巻市二子三丁目二番地三 西村 久治	牡鹿町泊浜 加入区	宮城県漁業協同組合谷川支所	石巻市谷川浜中井道 十三一四
石巻市泊浜泊四十三番地 阿部 勝 石巻市泊浜泊二十四番地 松川 喜洋	表浜加入区	宮城県漁業協同組合表浜支所	石巻市給分浜羽黒下 三番十
八 石巻市給分浜桜畑十二番地 阿部 泰正 三 石巻市給分浜大房二番地十 高橋 敏一	石巻市東部 加入区	宮城県漁業協同組合石巻市東 部支所	石巻市狐崎浜字鹿立 屋敷四十二
十二 石巻市狐崎浜字鹿立屋敷六			

城二〇六号)

藤嶋 司

○宮城県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市清水田浜尾崎三五番一地从先から 同市清水田浜尾崎三三番一地从先まで	前	一三・一	三〇・三	八一・六
	後	二〇・五	三六・五	八一・六

○宮城県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

宮城県七ヶ浜町東宮浜字一本松一番六地先から
同郡同町東宮浜字一本松四番一地从先まで

後	前
一七・五 二二・〇	一七・五 二〇・〇
五〇・〇	五〇・〇

○宮城県告示第七百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字八ヶ森六四番四 地先から 同郡同町代ヶ崎浜字影田無番地先まで	前	一〇・〇	二四・五	一一五・〇
	後	一〇・〇	二六・〇	一一五・〇

○宮城県告示第七百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡七ヶ浜町湊浜字熊野七四番一地先から 同郡同町湊浜字熊野八三番一地先まで		前	九・〇	四二・〇
後	一一・〇	一八・五	四二・〇	

○宮城県告示第七百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台鳴瀬線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡松島町竹谷字川欠無番地先から 同郡同町竹谷字藤巻無番地先まで		前	八・〇	一七一・〇
後	八・〇	二九・五	一七一・〇	

○宮城県告示第七百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	石巻鮎川線	石巻市清水田浜尾崎三五番一地先から 同市清水田浜尾崎三三番一地先まで	令和六年 十一月一日
----	-------	---------------------------------------	---------------

○宮城県告示第七百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字一本松一番六地先から 同郡同町東宮浜字一本松四番一地先まで	令和六年 十一月一日

○宮城県告示第七百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字八ヶ森六四番四地先から 同郡同町代ヶ崎浜字影田無番地先まで	令和六年 十一月一日

○宮城県告示第七百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野七四番一地从先から 同郡同町湊浜字熊野八三番一地从先まで	令和六年 十一月一日

○宮城県告示第七百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
名取市飯野坂東部土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
名取市増田二丁目二番二十号
- 三 設立認可の年月日
令和三年三月十日
- 四 変更認可の年月日
令和六年十月二十五日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プロジェクタほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年七月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目一
- 五 落札金額 八千八百六十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年六月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（四校）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年十月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 三千九百二十八万八千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年八月二十三日